

伊勢志摩電力株式会社

電気供給約款

別紙 I (料金表)

平成 30 年 5 月 1 日より施行の電気供給約款 13 (料金) に付随する料金を以下とします。
本別紙の適用日は令和 5 年 4 月 1 日とします。

料金プラン：伊勢志摩電力 B

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ) 契約電流が 30 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は送配電事業者の託送約款の定めによります。

ハ 契約電流

(イ) 契約電流は、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申し出によって定めます。

(ロ) 一般送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客様において使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、一般送配電事業者は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

二 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー配電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が 45,900 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）（1）ロ（ア）によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が 45,900 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）（1）ロ（イ）によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。なお、まったく電気を使用されない場合は基本料金の半額を申し受けます。

基本料金

	単位	料金 (税込)
30 アンペア	1 契約	891 円
40 アンペア	1 契約	1,188 円
50 アンペア	1 契約	1,485 円
60 アンペア	1 契約	1,782 円

電力量料金

	単位	料金 (税込)
最初の 120 キロワット時まで (第 1 段階料金)	1kWh	21 円 36 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時まで (第 2 段階料金)	1kWh	25 円 45 銭
上記超過 (第 3 段階料金)	1kWh	28 円 21 銭

料金プラン：伊勢志摩電力 C

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ) 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。

ロ 配給電気方式、配給電圧および周波数

配給電気方式、配給電圧および周波数は送配電事業者の託送約款の定めによります。

ハ 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

二 契約容量

(イ) 契約容量は、配送電事業者の託送約款の定めにより算定された値といたします。

なお、当社または送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

ホ 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2 (燃料費調整) (1) イによって算定された平均燃料価格が 45,900 円を下回る場合は、別表 2 (燃料費調整) (1) ロ (ア) によって算定された平均燃料調整額を差し引いたものとし、別表 2 (燃料費調整) (1) イによって算定された平均燃料価格が 45,900 円を上回る場合は、別表 2 (燃料費調整) (1) ロ (イ) によって

算定された燃料費調整額を加えたものいたします。なお、まったく電気を使用されない場合は基本料金を申し受けます。

基本料金

単位	料金（税込）
1 kVA	297 円

電力量料金

	単位	料金（税込）
最初の 120 キロワット時まで（第 1 段階料金）	1 kWh	21 円 36 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時まで （第 2 段階料金）	1 kWh	25 円 45 銭
上記超過（第 3 段階料金）	1 kWh	28 円 21 銭